開閉制御装置（航空機用のものを除く。）	開閉制御装置	開閉機器	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌月五日				
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日					
民生用電気機械器具	電子レンジ		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十一）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌月五日				
	電気がま												
	ジャーポット												
	食器洗い乾燥機												
	電気冷蔵庫												
	クッキングヒーター												
	換気扇												
	電気温水器												
	自然冷媒ヒートポンプ式給湯機												
	家庭用電気井戸ポンプ												
	空気清浄機												
	電気洗濯機												
	電気掃除機												
	温水洗浄便座												
	電気かみそり												
	電気マッサージ器具												
	家庭用生ゴミ処理機												
			従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十一）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日					
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十一）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌月五日				
			従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十二）	二部	十翌月日	経済産業大臣		十翌月五日				
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十二）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日					
電球、配線及び電気照明器具	電球	白熱電球	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十二）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌月五日				
		放電ランプ											
	配線及び電気照明器具	配線器具	従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十二）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日					
		電気照明器具	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十二）	二部	十翌月五日	経済産業大臣		十翌月五日				
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十二）	二部	十翌月五日	経済産業大臣		十翌月五日				
通信機械器具及び無線応用装置	電話応用装置		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十三）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌月五日				
	電信・画像装置												
	交換機												
	搬送装置		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十三）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日					
	無線通信機器（衛星通信装置を含む。）		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十三）	二部	十翌月五日	経済産業大臣		十翌月五日				
	ネットワーク接続機器		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十三）	二部	十翌月五日	経済産業大臣		十翌月五日				
民生用電子機械器具	薄型テレビ		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十四）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌月五日				
	DVD－ビデオ												
	ビデオカメラ（放送用を除く。）												
	デジタルカメラ												
	オーディオ		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十四）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日					